# 平成27年度 保育園の入園祭内

平成27年度の保育園の入園受付を行います。入園を希望する方は、申込書などを提出してください。

#### ■入園の基準

保育園の入園については、保育の必要性が高い児童を優先します。

保護者が次の理由のいずれかに該当するため、家庭保育ができない児童

- ①常勤、非常勤または農業など家庭外の仕事をしている。
- ②自営、内職など家庭内の仕事をしている。
- ③母親の出産前、出産後。
- 4)病気または心身に障がいがある。
- ⑤長期にわたり病人や心身に障がいのあ る親族(同居)の介護に当たっている。
- ⑥火災またはその他の災害の復旧に当 たっている。
- (7)学校または資格取得のために就学する。
- ※ 0~2歳児の入園については、全ての 保護者が各自で社会保険に加入してい る必要があります。また、同居する65歳 未満の祖父母の就労などの状況により、 優先度を調整します。
- ※ 就業日数や時間数等の詳しい基準は、 保育所入所申込書と同時に配布する説明書でご確認ください。

## ◎自由契約児

上記にあてはまらない場合であっても 定員に余裕のある保育園では満3歳以 上(平成27年4月1日現在)に限り、自 由契約児として入園可能です。

## ■新制度の導入について

子ども・子育て支援制度の導入により、 平成27年4月から入園の基準などが変わります。

## ○支給認定の必要

支給認定とは「保育の必要性」の認定 を行うものです。申し込み時に支給認定 の申請を行ってください。町から「認定 証」を交付します。

# ○保育料について

平成27年4月以降の保育料については、国が定める水準を参考に町が設定します。料金の決定は平成27年3月頃を予定しています。

# ■申し込み方法

各保育園、子育て支援課で10月10日(金) から配布する入所申込書に記入し、提出し てください。

#### ■申込書受付場所

居住地にかかわらず、希望する園または 子育て支援課に申込書とその他必要書類 を提出してください。

## ■受付期間

10月27日(月)~11月5日(水)の午前8時30分~午後5時15分(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

#### ■入園の決定

平成27年1月下旬ごろに通知します。

#### ■問い合わせ先

子育で支援課 (48)1111 (内226・301)

